

## 年金共済事業細則

(総 則)

第1条 教職員共済生活協同組合（以下「組合」という）は年金共済事業規約（以下「規約（共済掛金の前納の方法）」

第2条 組合は、月払契約において、共済契約者から共済掛金の前納の申し出があった場合には、次の各号に定める方法により、共済掛金を前受けして扱う。

- (1) 前納として扱われる共済掛金とは、規約第17条（共済掛金の払込みおよび期間）第1項にいう払込期日までに払い込まれた、次回以後の共済掛金のことをいう。
- (2) 前納回数は、前号にいう次回以後の共済掛金の回数が、6回以上でかつ6の倍数であるものとする。
- (3) 第2号の規定にかかわらず、前納された掛金の充当される期間内に、基本年金型においては被共済者が満75歳となる誕生日、総合年金型においては被共済者が満60歳となる誕生日が含まれる場合は、共済契約者は前納をおこなうことができない。

(各共済金請求の提出書類)

第3条 規約第22条（共済金の請求）に定める共済金を請求するときの提出書類は、次の各号に定めるものとし、共済金受取人は、共済事故が発生したことを知ったときから30日以内にこれらの書類を組合に提出しなければならない。

提出書類 共済金の種類	(1) 共済金請求書	(2) 共済金受取人の印鑑証明書	(3) 被共済者の戸籍謄本	(4) 障害診断書	(5) 死亡診断書または死体検案書	(6) 身上報告書	(7) 退職証明書	(8) その他の必要書類
基本年金	○					○*)	○**)	○
遺族福祉年金	○	○	○		○			○
障害福祉年金	○			○				○
死亡見舞金	○	○	○		○		○	○

\*) 終身年金で保障期間経過後の場合

\*\* ) 規約第56条（年金支払開始年齢）第2項に該当する場合

(生死不明の場合)

第4条 規約第27条（生死不明の場合の共済金の支払いおよび共済金の返還）にいう「被共済者が死亡したものと認めたとき」とは、つぎの各号の場合とする。

- (1) 被共済者が、失踪宣告を受けたとき。
- (2) 船舶または航空機の事故およびその他の危難（以下「危難」という。）に遭ったもののうち、被共済者の生死が、危難の去った後、つぎの期間を経過してもわからないとき。ただし、つぎのそれぞれの期間が経過する前であっても、この組合が、被共済者が死亡したものと認めたときは、死亡共済金を支払うことができる。
  - ア 航空機の事故の場合 30日
  - イ 船舶の事故の場合 3ヶ月
  - ウ ア、イ以外の危難の場合 1年

2 前項の規定により、死亡共済金受取人が遺族福祉型年金または死亡見舞金を受け取った場合において、当該死亡共済金受取人は、組合に対して念書を提出することを要する。  
(共済契約の解約)

第5条 共済契約者は、規約第32条（共済契約の解約）の規定により共済契約の解約を行う場合は、この組合所定の書類に必要事項を記入、署名の上提出しなければならない。  
(解約返戻金およびその他の返戻金請求の提出書類)

第6条 解約返戻金およびその他の返戻金を請求するときの提出書類は、つぎの各号に定めるとおりとする。

- (1) 解約返戻金請求書またはその他の返戻金請求書
- (2) その他の必要書類

2 前項の規定にかかわらず、同項の書類の一部の省略を認め、または同項の書類以外の書類の提出を求めることができる。

(共済契約変更の方法)

第7条 共済契約者は、規約第45条（払済契約への変更）から規約第49条（年金支払開始年齢の変更）までの規定により契約を変更する場合には、組合所定の書類に必要事項を記入、署名し、提出しなければならない。

(共済契約の増額および減額)

第8条 共済契約者は、規約第66条（共済金額の増額）または規約第67条（共済金額の減額）の規定により共済金額の増額または減額を行う場合は、この組合所定の書類に必要事項を記入、署名の上提出しなければならない。

(質問事項)

第9条 規約第13条（共済契約の申込み）第2項にいう「質問事項」とは、この組合が実施する団体生命共済事業細則第4条（質問事項）第1項に規定する別表1「質問表」を準用するものとする。なお、この組合が家族福祉年金の契約の締結を認める健康状態（以下、「通常健康体」という）は、共済契約申込日（1年以上の中断期間の後に共済掛金の払込みを再開する場合には、その再開を申し込む日）において、前記質問表の各項目のいずれにも該当しない状態とする。

2 前項にいう「通常健康体」の確認は、次の者について、前項にいう別表1「質問表」に対する回答に基づいて行う。ただし、「質問表」に対する回答の内容については、共済金請求時において、調査のうえ確認するものとする。

- (1) 新規に被共済者として申込みをする者
- (2) 増口の申込みの対象となる被共済者
- (3) 1年以上の中断期間の後に共済掛金の払込みの再開を申し込む被共済者

(内 規)

第10条 この細則に規定するもののほか、共済契約について必要な事項は、内規で定める。

付 則

- 1 この事業細則の改廃は、理事会の議を経て行う。
- 2 この事業細則は、1984年4月1日より施行する。
- 3 この改正細則は、1985年4月1日より施行する。(第5条第1項5号、第2項、第4項、第8条第2項、第3項、第10条第1項、第12条第1項4号、第14条第1項2号、第21条第1項、第26条第2項1号、第27条)
- 4 この改正細則は、1989年6月1日より施行する。(第16条、第25条)
- 5 この改正細則は、1993年4月1日より施行する。(第25条、第27条)
- 6 この改正細則は、1994年4月1日より施行する。(改正第18条第3項)
- 7 この改正細則は、1996年4月1日より施行する。(改正第6条第1項)
- 8 この改正細則は、2000年9月28日より施行する。(第5条、別表)
- 9 この改正細則は、2001年2月22日より施行する。(第5条第1項、第4項、別表)
- 10 この改正細則は、2002年10月1日より施行する。
- 11 この改正細則は、2003年10月1日より施行する。
- 12 この細則は、2010年3月26日から施行し、2010年4月1日以後に発効する共済契約から適用する。